



- 新型コロナウイルス支援制度紹介…P.1
- 各種税の減免…P.5
- 宿泊事業者協定…P.8
- 国勢調査員募集…P.9
- 指定金融機関変更…P.12

新型コロナ関連支援策 申請しましたか？

受けられる支援は必ず申請を！

✓ 特別定額給付金 (1人10万円の給付)

(※)8月31日が期限です。必ず申請して下さい。

詳しくは **2** ページへ

□ 各種市税の猶予制度

詳しくは **2** ページへ

□ 国民健康保険税の減免

詳しくは **5** ページへ

□ 後期高齢者医療保険料の減免

詳しくは **5** ページへ



このほかにも支援制度を掲載していますので、お見逃しなく。



『石垣市おでかけ応援チケット』

7月1日より『石垣市おでかけ応援チケット』を、開始します！タクシー、路線バス、運転代行で使えるプレミアムチケット (500円分) を300円で販売します。

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ COCOA

COVID-19 Contact
Confirm Application

COCOAは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受けることができるスマートフォンのアプリです。



アプリのインストールや
詳しい情報はこちらから



新型コロナ禍の全国的な緊急事態宣言解除を受けて、首都圏市場への緊急輸送で旬のパインアップル、本マグロなど農畜水産物等の臨時チャーター便に生産者の想いを託し見送る関係者。

人口と世帯数

総人口	49,654 (10)
男	25,048 (3)
女	24,606 (7)
世帯数	25,148 (-7)

(令和2年5月末日現在の住民基本台帳・外国人登録人口)

新型コロナウイルス感染症関連 支援制度の紹介

※令和2年6月22現在

〔市民向け〕

■6月号に掲載していない新規のもの ☆新規

□ 特別定額給付金（1人あたり10万円の給付） 申請はお済でしょうか？

対象者・要件

◇対象市民全員に既に申請書（ピンクの封筒）を郵送しています。
※どうしても見当たらない場合は、窓口にご相談してください。

申請方法

◇申請書に必要事項の記入・本人確認証と通帳のコピーを貼り付けて、返信用封筒で郵送してください。※オンライン申請は締め切りました。

期限

◇令和2年8月31日まで。

※お願い：給付金は、辞退はしないでください。どうしても必要な場合は石垣市まちづくり支援寄付金にご寄付ください。

窓口

◇市役所 特別定額給付金支援班 0980-87-0822 企画政策課 0980-82-1350

総務省ホームページで、点字、音声、テキストを順次公開予定→



◇厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に係る聴覚障害者相談窓口

FAX：03-3595-2756 メールアドレス：corona-2020@mhlw.go.jp
※聴覚に障害のある方を対象にしています。

□ 住居確保給付金（人数に応じて32,000円～49,000円を家賃給付）

対象者・要件

◇①離職して2年以内または休業により収入が減少した方。
②そのほか収入要件や資産要件があります。窓口にご相談してください。

申請方法

◇石垣市ホームページで必要書類をご確認ください。郵送での申請をお願いします。

窓口

◇市役所1階 福祉総務課 0980-87-6025

□ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料（65歳以上）の減免 ☆新規

対象者・要件

◇新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べ3割以上減少が見込まれる世帯の方など。※詳細は本誌5ページをご覧ください。

□ 国民健康保険傷病手当金・後期高齢者医療保険傷病手当金 ☆新規

対象者・要件

◇国民健康保険傷病手当金の詳細は※詳細は本誌6ページをご覧ください。
※後期高齢者医療保険傷病手当金の申請については担当係までお問合せください。

窓口

◇市役所1階 健康保険課 0980-82-8126（給付係） 0980-87-9040（後期高齢者医療係）

□ 市税（固定資産税・住民税・軽自動車税）の納税猶予

対象者・要件

◇令和2年2月1日から令和3年1月31日が納期限となる市税が対象です。
※前年同期比で約20%以上の収入減となり、一時的に納税を行うことが困難な方

申請方法

◇申請書（窓口もしくは石垣市ホームページからダウンロード）と収入減が確認できる書類を提出 ※郵送可

窓口

◇市役所1階 納税課 0980-87-9041

期限

◇納期限が令和2年2月1日～6月30日までのものは6月30日まで。納期限が令和2年7月1日から令和3年1月31日までのもの⇒各納期限までに申請。

□ 国民健康保険税の納税猶予

対象者・要件

◇新型コロナウイルス感染症の影響により前年同期と比べ収入が概ね20%以上減少している方で、一時的に納税を行うことが困難な方 →令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国民健康保険税が対象

申請方法

◇〔要申請〕以下の書類を郵送または窓口へ提出してください。
・徴収猶予（特例）申請書（市ホームページからダウンロード可）
・事業収入や給与等の減少がわかる書類等（任意の前年同期との比較のため）

期限

◇納期限が令和2年2月1日～6月30日までのものは6月30日まで、納期限が令和2年7月1日から令和3年1月31日までのもの⇒各納期限までに申請。

窓口

◇市役所1階 健康保険課 0980-87-9045

□ 緊急小口資金特例貸付・総合支援資金特例貸付

対象者・要件 ◇休業や失業で生活資金にお困りの方

窓 口

◇石垣市社会福祉協議会
0980-84-2211

〔子育て世帯への給付 ※窓口はすべて 市役所1階こども家庭課 0980-87-0771〕

□ 子育て世帯への臨時特別給付金（対象児童一人あたり1万円）

対象者・要件

◇対象児童：児童手当の令和2年4月分の対象となる児童
※4月から新高校1年生となっているものを含む。
◇支給対象：令和2年4月分の児童手当受給者 ※特例給付受給者は除く。
※7月末から順次支給。

申請方法

◇石垣市より児童手当を受給している方は申請不要。
◇公務員として児童手当を受給している方は申請（所属庁の証明を受けた）が必要。
窓口へ ①申請書 ②振込先金融機関口座確認書類をご提出下さい。

期限

◇令和2年6月25日～9月30日 ※令和2年4月1日以降転入の方は3月31日時点の住民票所在地へお問い合わせ下さい。

□ 石垣市子育て応援給付金（未就学児童を養育する世帯へ8千円）

対象者・要件

◇令和2年5月1日時点で石垣市在住の未就学児童を養育されてる方へ
対象児童1人あたり8千円給付します。 ※6月末より順次支給。

申請方法

◇石垣市より児童手当を受給している方は申請不要です。
◇公務員として児童手当を受給している方は申請が必要です。

□ ひとり親世帯臨時特別給付金（1世帯5万円～） ☆新規

対象者・要件

◇①令和2年度6月分の児童扶養手当を受けている方。
②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方
◇基本給付：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
◇追加給付（①②対象者のみ）：

収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付 1世帯5万円

申請方法

◇①の方は基本給付は申請不要ですが、追加給付は申請が必要です。それ以外の方は基本給付・追加給付ともに申請が必要です。
申請受付は8月以降です。申請方法については、詳細が決まり次第公表します。

〔市内事業者向け〕

□ 石垣市宿泊施設 新型コロナ感染拡大防止物品等購入費助成金 ☆新規

申請方法

◇市と感染防止協力協定を締結した市内の宿泊施設
助成内容：4月以降に購入した感染防止に係る物品購入経費の一部を助成
助成額（上限）：20室以下は2万円。21室以上は客室数×1,000円

申請方法

◇申請書に物品購入領収証の写し等必要書類を添えて提出。郵送可。
（申請書は、協力協定締結後に送付いたします。

協定については本誌8ページをご覧ください。）

窓 口

◇市役所2階 観光文化課 電話 0980-82-1535

□ 【令和3年度】固定資産税の一部又は全部の減免措置

対象者・要件

◇①対象者：中小企業・小規模事業者（個人事業主含む。）
②要件：令和2年2月から10月までの任意の連続した3ヶ月間の売上が
前年の同期間と比較し30%以上減少している。

申請方法

◇※詳細は本誌7ページをご覧ください。

窓 口

◇市役所1階 税務課資産税係 電話：980-87-9043

期限

◇令和3年1月31日

新型コロナウイルス感染症関連 支援制度の紹介

※令和2年6月22現在

〔市内事業者向け〕

■6月号に掲載していない新規のもの ☆新規 更新したもの 更新

□『持続化給付金・家賃支援給付金申請等支援センター』の開設 ☆新規

期 間 ◇令和2年7月13日～令和2年10月30日〔平日の午前10時～午後5時〕

内 容 ①持続化給付金・家賃支援給付金（テナント事業者向け）の申請サポート
③その他、国や県等の支援制度等の紹介※パソコン・インターネット環境を用意します。

○【問合せ先】市役所商工振興課 0980-82-1533

※詳細は決まり次第公表していきます。

□商業分野の感染予防ガイドライン認定モデル普及事業

対象者・要件 ◇飲食業、観光施設、理髪店等接客業務を要する営業形態で、ガイドラインを作成すると、経費の一部を助成します。

申請方法 ◇募集要項等は、市ホームページ又は市役所商工振興課で 0980-82-1533

□農業保険（収入保険、農業共済）の支払いが困難である方

対象者・要件 ◇支払期限の延長（農作物共済、畑作物共済、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済）

窓 口 ◇申請方法等詳細は、沖縄県農業共済組合八重山支店：0980-82-4780

□と畜費支援事業補助金（畜産農家の皆様へ） ☆新規

対象者・要件 ◇八重山食肉センターでと畜された畜産物（牛、馬、豚、山羊）のと畜に係る経費。
（要件）本市に住所を有する生産者であること。その他、条件があります。

申請方法 ◇補助金申請方法、交付条件など詳細につきましては、市ホームページよりご確認ください。
※補助金申請書類等は、畜産課窓口で配布または、市ホームページからダウンロード可

窓 口 ◇市役所2階 畜産課 電話 0980-82-1422

期 限 ◇申請期間：① 9/1～9/11（6月～8月と畜分）② 12/1～12/11（9月～11月と畜分）
③ 3/1～3/12（12月～2月と畜分）

■農林水産関係情報を随時情報発信・更新しています

◇農林水産省ホームページをご確認ください。

○農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化

対象者・要件 ◇資金繰りや施設整備のための資金について貸付当初5年間実質無利子化

申請方法 ◇詳細は農林水産省ホームページまたは窓口へお問合せください。

窓 口 ◇農林水産省経営局金融調整課 03-3501-3726

■各種事業者向け情報を随時発信・更新しています（下記に一例を掲載）

窓 口 ◇内閣府沖縄総合事務局ホームページ ◇経済産業省ホームページ

○雇用維持したいが休業手当の支払いが負担 ☆新規

◇従業員へ支払う休業手当の助成が受けられます。

※助成上限額が現行の8,330円/日から15,000円/日に引き上げられます。

○問合せ先：沖縄労働局職業対策課（098-868-3701）及びハローワーク

○小学校休業等対応助成金（子の小学校などの休校で仕事が出来なかった） 更新

◇2月27日～6月30日の間で、春休み等のもとと学校が休みである日を除き、就業できなかった日について1日あたり4,100円

○問合せ先：学校等休業助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税（料）が減免となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 ⇒ **保険税（料）を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者のいずれかの収入減少（※）が見込まれる方 ⇒ **保険税（料）の一部を減額**

※保険税（料）の一部が減額される条件

世帯の主たる生計維持者が、以下の3つ全てに該当する場合、減免の対象となります。

- (1) 事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること（介護保険は除く）。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること。

※注1 介護保険料のみ、条件（1）と（3）を満たす方が減免の対象となります。

※注2 申請にあたっては、収入を証明する書類が必要です。

●ホームページより申請書がダウンロードできます。郵送での申請にお役立てくださいませ。

検索方法 → →

●新型コロナウイルス感染予防と窓口混雑の防止のため、**郵送による申請を推奨しています。**皆様のご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先 〒907-8501 石垣市美崎町14番地

【国民健康保険税】	健康保険課	保険税係	直通0980-87-9045
【介護保険料】	介護長寿課	介護保険係	直通0980-82-7158
【後期高齢者医療保険料】	健康保険課	後期高齢者医療係	直通0980-87-9040

石垣市障がい福祉課 こころの健康相談より

平日9時～16時（市役所障がい福祉課内）
TEL0980-82-9947 FAX0980-82-1580

「“だいじな人のいのちを守ろうキャンペーン2020”にご協力ください。」コロナの影響で、社会に変化が生じ、ストレスを抱える方が増えています。石垣市では、一人で問題を抱え込み、自殺にいたる人をなくす取り組みとして新しいチラシを作成しました。各事業所や店舗に掲示を行い、島全員がゲートキーパーの役割を果たす運動を展開中です。※データは石垣市ホームページからダウンロードできます。ラミネート加工版が必要でしたら連絡ください。

石垣市福祉部障がい福祉課 自殺対策事業

「話してくれて、ありがとう！」 こころの相談窓口のご案内

しんどいな、と思ったときには、まずは周りの人に「話してみよう」！
それでも、しんどい時は、一人で抱えず、専門窓口にご相談しよう！

電話・来所・訪問

石垣市自殺対策事業

「こころの健康相談」

受付：平日9時～16時

TEL0980-82-9947

Fax:0980-82-1580

★社会福祉士や精神保健福祉士が、電話やお会いして、お話を伺います。

電話

「沖縄いのちの電話」

受付：毎日10時～23時

TEL098-888-4343（しりしり）

★夕方や夜など、つらくないがちな時間も受付

毎月10日は、フリーダイヤル

受付：毎月10日朝8時～11日朝8時（24h無料）

TEL0120-783（なやみ）-556（こころ）

＜NPO法人 東京メンタルヘルス・スクエア＞
「こころのほっとチャット」チャット&LINE相談

(LINE) @KokoroHotChat

(チャット) https://www.npo-fms.or.jp/public/kokoro_hotchat/

[1部]12:00～16:00(受付15:00)

[2部]17:00～21:00(受付20:00)

★月の最後の土曜～日曜21:00～朝6:00(受付5:00)・7時～12時(受付11:00)

SNS



「生きつらびと」チャット&LINE相談

(チャット) <https://yorisoil-chat.jp>

相談時間(基本)：月火木金日 17:00～22:30(受付22:00)

水 11:00～16:30(受付16:00)



10代20代の女性のためのLINE相談

＜NPO法人 BOND プロジェクト＞

「10代20代の女の子専用LINE」

毎週 月水木金土

[1部]14:00～18:00(受付17:30)

[2部]18:30～22:30(受付22:00)



曜日・時間に変更になることがあります。

検索 厚生労働省 SNS相談

令和2年度分 国民年金保険料 免除・納付猶予申請書 受付開始のお知らせ

7月1日より 令和2年度分（令和2年7月～令和3年6月）の国民年金保険料の免除・納付猶予申請の受付が始まります。国民年金保険料の免除・納付猶予制度とは、国民年金保険料の納付が経済的に困難である場合など、一定条件を満たす方々への救済措置です。

●免除等区分には

「全額免除」・「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」・「納付猶予」があり、審査により1ヶ月単位で免除されます。審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。

また、失業した場合の特例もあり、この場合は、失業した方の前年所得をゼロとみなして審査します。また、離職票等 退職を証明する書類の添付が必要です。

納付が困難な方、未納のままにせず、まずは、年金窓口またはお電話にてご相談ください。

【問い合わせ先】

市役所 市民課交付係 国民年金窓口（5番）電話 0980-87-9005
石垣年金事務所 国民年金課 0980-82-9213

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国民健康保険傷病手当金の支給について

【内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国民健康保険被保険者の方で被用者（会社等に勤めていて給与等の支払いを受けている方）の方が**感染または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため就労ができなかった期間において給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。**

【対象者】

以下のすべてを満たす方

- 1 石垣市国民健康保険に加入している
- 2 給与等の支払いを受けている
- 3 新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養などで仕事を欠勤し、給与の全部または一部を受けることができない

【注意：次の場合は対象外となります。】

- 1 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状はないが、濃厚接触の疑いがあるため出勤を自粛した
- 2 出勤抑制のため事業主から自宅待機を命じられた
- 3 事業主が事業を休止又は廃止した
- 4 自身が事業主であり、給与等の支払いを受けていない

【適用期間】

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

【支給要件】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日。**ただし、給与収入の全部又は一部を受けることができている方に対しては、これを受けることができない期間（有給休暇等）は、傷病手当金を支給しません。**なお、その受けることができるとする給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額を支給します。

【支給額】

1日当たりの支給額 × 支給対象となる日数
(1日当たりの支給額 = 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 / 就労日数 × 2/3)

※給与等の全部又は一部を受け取ることができない場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

【請求期限】

傷病手当金の請求権の消滅時効の起算点は、労務不能であった日ごとにその翌日から起算され、その消滅時効の期間は2年とされています。

【申請方法について】

申請は、世帯主・被保険者が記入するもののほか、医師の意見書（医療機関を受診した場合）及び事業主が記入するものもありますので、**事前にお電話にて御相談ください。**

【問い合わせ先】

石垣市健康保険課 電話 0980-82-8126

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の軽減措置について

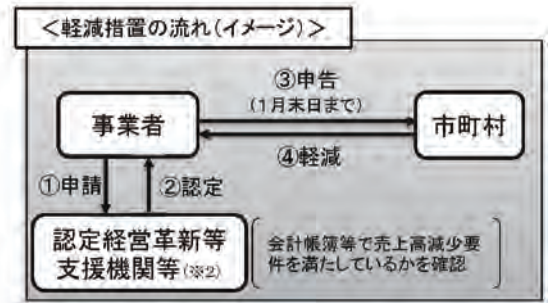
1. 固定資産税の減免について

中小事業者等(※1)が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置についてお知らせします。申請要件及び申請方法等は次のとおりです。

○以下の要件を満たす中小事業者等(※1)(原則として業種限定せず)を対象とし、以下に掲げる割合を軽減する。

令和2年2月～10月までの任意の3ヵ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上 50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額



○償却資産と事業用家屋を対象とする。

○令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等(※2)の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。

虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。

○当該措置は令和3年度の課税分に限定する。

(※1) 中小事業者等とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(※2) 税務、財政等の専門知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(商工会、税理士、公認会計士、弁護士等)

2. 固定資産税の特例の拡充・延長について

生産性革命に向けた固定資産税の特例措置の適用対象に事業用家屋と構築物を追加し、適用期限を2年延長します。(適用期限：令和4年度まで)

【中小企業庁ホームページ】※下記HPにて制度の詳細について確認できます。

	URL	QRコード
1. 固定資産税の減免について	https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html	
2. 固定資産税の特例の拡充・延長について	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2020/200501seisansei.html	

【介護保険負担割合証について】 介護長寿課からのお知らせ

現在お持ちの介護保険負担割合証(緑色)の有効期限は7月末までとなっております。

要介護(支援)認定等を受けている方に、8月から使用する負担割合証を7月下旬に郵送しますので、負担割合証が届きましたら、【住所・氏名・生年月日】【利用者負担割合】などの内容を確認してください。本人の住所(介護長寿課にて送付先変更届けを出されている方は指定の住所)への発送となります。

【お問い合わせ】市役所1階介護長寿課 給付認定係
☎0980-87-6022

住所・氏名・生年月日などをご確認ください

利用者負担(1割・2割・3割)が記載されています。

●市内宿泊事業者の皆さまへ感染防止協力協定のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済再開の両立を図るため6月1日から段階的に観光客の受入を再開しております。観光文化課では、**観光客の受入れと感染症拡大防止には、特に宿泊事業者の皆様と緊密に連携することが必須であると考えております。**

つきましては、感染症防止協力協定を締結していただける市内宿泊事業者の方を募集しております。協定書につきましては、観光文化課ホームページでご確認ください。

【対象】宿泊事業者（民泊を含む）

【締結の流れ】

①協定書内容の確認 → ②観光文化課へ電話 or メールにて連絡 → ③観光文化課から協定書の送付 → ④協定書に署名捺印の上、必要書類を同封し返送 → ⑤締結完了

【協定書締結後】

感染症対策に係る費用（マスクや消毒液購入など）の一部助成、市ホームページで事業所名等の公表、協力事業者ステッカー・感染拡大防止周知チラシ・発熱チェックカードの配布

【問い合わせ先】観光文化課 電話：0980-82-1535 FAX：0980-82-1911
Eメール：kankou@city.ishigaki.okinawa.jp

<https://ishigaki-fan-market.com>



石垣市直営オンラインショッピングサイト

IshigakiFanMarket

問合せ先 / 石垣市観光文化課 / TEL:0980-82-1535

出店事業者募集中



- ・システム利用料
- ・初期登録料
- ・ヨアアイテム掲載料

※要件は石垣市 HP をご覧ください

令和2年度 介護保険負担限度額認定更新のお知らせ

現在交付されている負担限度額認定証は有効期限が令和2年7月31日までとなっています。令和2年6月26日時点で認定証の交付を受けている方に対して、石垣市より「更新のお知らせ」をお送りします。

令和2年8月1日以降も継続して利用希望される方は更新の申請が必要です。

【受付期間】

令和2年7月1日（水）～令和2年8月31日（月）

時間：午前8時30分～午後5時15分（※正午～午後1時、土日祝日を除く）

【申請方法】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**郵送でのお手続きをお願いします。**
お知らせに同封した申請書に記入し、必要書類を添付し、返信用封筒に入れてご提出ください。（必要書類については、お知らせをご確認ください。）

介護長寿課窓口でも受付けておりますが、混雑を避けるため、あらかじめ申請書にご記入いただいた上でご持参ください。

【注意事項】

※預貯金等の申告欄の記入、押印漏れのないようにお願いします。

※今年度については、更新申請の場合に限り、預貯金通帳等の写しは必要ありません。

【お問合せ先】

市役所介護長寿課 給付認定係
電話：0980-87-6022

●国勢調査 調査員募集

▽空いた時間で、短時間の作業で、報酬がもらえます。

今年は5年に一度の国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本の未来をつくる大切な調査です。本市では、調査員を募集中で、20歳以上の方を広く募集しています。主婦の方や初めての方も歓迎しています。休日や空いている時間など好きな時間を利用し、調査員活動をしてみませんか。

※国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。

【おもな仕事内容】

①説明会に参加 ②各世帯へ調査の説明と書類の配布 ③調査票の回収、整理。

※調査実施の際、世帯との接触を減らすため、郵送回答やオンライン回答も導入されます。

【報酬】

◆1調査区 3万8千円程度 ◆2調査区 7万2千円程度

【募集期間】

令和2年5月～7月（定員に達し次第終了）

業務期間は、令和2年8月下旬から10月の予定です。

【応募方法】 ・印鑑と履歴書を窓口へ持参してください。

【窓口・お問合せ先】

石垣市役所2階 企画政策課 0980-82-1350



●妊婦マスク配布

石垣市では、妊婦の新型コロナウイルス感染防止のため厚生労働省より送付された布マスクを石垣市で妊娠届を提出した方に配布しています。

厚生労働省から布マスクの送付が継続される限り、原則、毎月2枚の布マスクを対象者へ配布いたします。他市町村で妊娠届を提出された後に本市へ転入された方は、健康福祉センターまでご連絡をお願いいたします。

【問合せ先】健康福祉センター 母子保健担当 電話：88-0088

健活

あなたの暮らしの
健康サポート

保健だより マスク熱中症に気を付けて！

石垣市健康福祉センター 保健師 宮良 由美子



マスクの着用を忘れると違和感があるくらい、マスクにもだいたい慣れてきたことだと思います。新型コロナ感染症対策のなかで、「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントのひとつに「適宜マスクをはずしましょう」と挙げられており、気温・湿度の高い中でのマスク着用は注意が必要として、屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合はマスクをはずすよう、厚生労働省と環境省は呼びかけています。

夏になり気温が高くなってくると、人は汗をかいたり呼吸をして冷えた空気を体内に取り込むことで熱を発散し、体温調節を行います。マスクを着用して過ごしていると・・・①顔の半分をマスクで覆っているため、体内に熱がこもりやすくなる②マスク内の湿度が上がり、のどの渇きを感じにくくなる③マスクを外してはいけないとの思いから、水分補給を控えてしまう・・・など思い当たることはありませんか。マスクをしていると自分の呼吸によって温かい空気しか入ってこないため、呼吸で身体を冷やすことが難しくなります。また、外出自粛により身体機能が例年のようにまだ暑さに慣れていないことに加え、運動不足により、水分を溜める場所である筋肉の量が減ることで水分量も減り、脱水になりやすくなります。今年の夏は熱中症に気づくのが遅れることが考えられ、リスクが高まりますので、例年以上に熱中症に気を付ける必要があります。（基本的な熱中症対策は、マスク着用の有無によって変わりはありません）

子どもや高齢者のみなさん、障がいのある方は特に要注意！周りの方々もぜひ声かけをお願いします。マスクが手放せない今年の夏は、夏用の冷感マスクの着用も効果的でおすすですよ。

*新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、マスク着用条件が変わる可能性があります。

◆風しん抗体検査・5期予防接種について

※41歳～58歳の男性は要確認

風しん定期予防接種の機会がなかったへ昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は、令和4年3月31日まで、風しん抗体検査・予防接種がへ無料へ受けられます。ただし、市が発行したクーポン券（令和元年7月・令和2年5月に対象者へ送付済み）をお持ちの方に限りです。※クーポン券についての注意（転入転出）
転入前の自治体から送付されたクーポン券は使用できません。窓口へお問合せください。石垣市から転出する場合は、転出先の自治体へクーポン券を請求してください。

【問合せ先】石垣市健康福祉センター

◆ごみ出しについての大切なお願い

※悪天候時（気象警報発令時）は危険です

○悪天候時のごみ収集は、原則として通常どおり行います。しかし、収集運搬車両の安全運行や収集運搬作業の安全確保のため、**平常時より収集時間が遅れる場合があります**ので、ご了承ください。なお、**暴風警報発令時には、ごみの収集を中止します**。

○気象警報発令時のごみ出しは危険です。

暴風・大雨・洪水等の気象警報が発令されている時にごみ出すことは、強風による転倒事故や、ごみの飛散のほか、**豪雨時には、ごみが流され道路の排水溝に詰まることで冠水や浸水被害の恐れがあります**ので、出来る限りごみ出しを控え、次の収集曜日にごみを出して頂く等の対応をお願いいたします。

【電話】環境課 0980-821-1285

◆後期高齢者医療保険

※8月から被保険者証が切り替わります

新しい被保険者証は、保険料の納め忘れがない方に、7月から対象者へ簡易書留で郵送します。**8月からは医療機関の窓口新しい被保険者証を提示してください**。

※有効期限は令和3年7月31日まで。

【問合せ先】

健康保険課 後期高齢者医療係

0980-871-9040

◆農業保険への加入推進について

※国の公的保険制度です

新型コロナウイルス感染症の影響により、営農が非常に厳しい状況にあります。石垣市は、将来にわたり、農業者が自らの経営安定を図れるよう、農業保険への加入を推進しております。

①収入保険 ※様々なリスクに

原則すべての農作物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

【条件】青色申告を行っている農業者（1年以上申告実績がある者。）

【補償内容】収入が9割を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんされます。

②農業共済 ※自然災害リスクに

米、サトウキビ、家畜、農業用ハウス、パインアップルなどが自然災害によって受ける損失を補償します。**※全ての農業者が対象**

詳しくは沖縄県農業共済組合八重山支所まで

【電話】0980-821-4780

◆新型コロナウイルス感染者発生時・ガイドラインについて

※農業者の皆さまへ 農林水産省

新型コロナウイルス感染症患者が発生した時の対応・業務継続に関するガイドラインが公開されていますので、農林水産省のホームページをご覧ください。

検索ワード

「農水省 コロナ ガイドライン」

<https://www.maff.go.jp/j/saigai>

[/n_coronavirus/pdf/gl_nou_PR.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_nou_PR.pdf)



◆ハブクラゲ発生注意報の発令について

※6月から9月は要注意 県保健医療部

海水浴シーズンはハブクラゲに刺される被害が多発しています。

①海水浴ではなるべく肌の露出を避け、できるだけハブクラゲ侵入防止ネットの中で泳ぐようにしましょう。（ラッシュガード等を着用）

②刺された場合の応急処置として、酢を幹部にたっぷりかけてから触手を取り除き、水等で冷やし、医療機関を受診しましょう。広範囲を刺された場合には救急車を要請しましょう。

※触手に真水、アルコールをかけると未発射の刺胞を刺激するので絶対しないこと。

また、砂をかけて払い落とすと未発射の刺胞が発射してしまうので絶対しないこと。

【問合せ先】八重山保健所生活環境班

0980-871-9040

又は健康福祉センター

0980-881-0088

海の
キケン生物↓



◆7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間

八重山警察署から

内閣府では、7月を「青少年の非行・被害防止に関する月間」として定め、青少年の非行・被害防止への各種取り組みを実施しています。

八重山警察署においても、同月間に

○インターネット利用に係る犯罪被害等の防止

○子どもの性被害の防止

○有害環境への適切な対応

○薬物乱用対策の推進

○不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

○再非行（犯罪）の防止

○いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

を踏まえた警察行動を関係機関・団体等と連携し、実施してまいります。青少年の非行や犯罪被害を防止するために、警察、家庭、学校、地域社会が一帯となつて取り組んでいきましょう。

【電話】0980-8210110

◆石垣市水道ビジョンの策定について

石垣市水道部

この度、本市水道事業の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した『石垣市水道ビジョン』を策定いたしました。

今後は、本水道ビジョンの基本理念『市民とともに未来へつなぐ美（かい）しや水道』を実現するため、鋭意取り組んでまいります。

石垣市水道ビジョン（令和2年6月策定）及び市民意見（回答）については、石垣市ホームページ、石垣市水道庁舎2階でご覧いただけます。

【場所】浜崎町3-2-2水道庁舎2階

【問合せ先】0980-8314043

◆令和2年 甲種防火管理者講習会

石垣市消防本部 予防課

【目的】 消防法第8条、指定防火対象物の関係者に受講させ、資格を付与し、防火管理制度の重要性と責務の重大さを認識させると共に専門的な資質の向上を図り、防火安全対策の確立を図る事を目的とする。

【講習日時】

令和2年8月18日（火） 9時00分～17時00分

令和2年8月19日（水） 9時00分～17時00分

【講習会場】 石垣市健康福祉センター

【対象者及び募集人員】

消防法第8条指定防火対象物の関係者

定員40名（定員に達し次第締め切り）

※3密防止のため昨年より定員を減らしています。

1事業所1名の申込みとさせていただきます。

【受付】 令和2年7月13日～7月22日

9時～17時まで（12時～13時除く）土日を除く

【受付場所】 石垣市消防本部 予防課

【電話】 0980-8214047

【受講申込方法】 ※申込書は予防課にて、7月6日より配布。9時～17時まで（12時～13時除く）土日を除く※新型コロナウイルスの状況によっては延期または中止になる可能性もあります。

◆石垣市家族介護慰労金支給事業

介護長寿課

基準日（申請日の前月の末日）から起算して過去1年間介護保険サービスを利用せず、在宅の要介護4または5の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対し、年額10万円の慰労金を支給します。（年間7日間までのショートステイ利用は可能。入院期間がある場合は、ご相談ください。）申請、お問い合わせは介護長寿課まで。

【問合せ先】 0980-8217158

◆市営駐車場の定期契約について

※空き待ち受付けについて

7月1日から、定期契約区画の空き待ち受付けを再開します。希望する方は、窓口へ受付票を提出してください。

※空きが出た際には、受付順に案内します。

駐車場名	場所	使用料（月額）
新栄公園東	JA八重山支店の東隣	8千円
蔵元	沖縄海邦銀行の東隣	5千円

※蔵元駐車場は今年度舗装工事予定です。

【受付場所】 市役所2階 施設管理課

0980-8313986

【時間】 午前9時～正午、午後1時～午後5時

◆放送大学入学生募集

卒業すれば学士を取得できます

○放送大学は、10月入学生を募集しています。

○10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

○心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます

○放送授業一科目の授業料は1万1千円（入学金は別）。半年ごとに学ぶ科目分だけの授業料を払うシステムです。

○全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

○資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学沖縄学習センター（☎098-895-5952）までご請求下さい。

○出願期間は、第1回は8月31日まで、第2回は9月15日まで

「石垣市学び遊び活動支援人材バンク」登録（団体・個人）募集・紹介

いきいき学び課では「石垣市学び遊び活動支援人材バンク」を設置しています。学びや遊びに関する知識や技術、経験を市民の生涯学習の場で活かしていただける個人・団体を登録し、講師や指導者として活躍していただく制度です。現在、14団体、個人46人の登録があり、市民の要望に応じて各分野で実績をあげています。つきましては、同バンクへの登録を下記の通り募集します。

- 【登録要件】
- ① 本人材バンクの目的を理解し、賛同できる方。
 - ② 文化・スポーツ等様々な分野において、知識や経験、技能を持つ方。
 - ③ 生涯学習・青少年健全育成に積極的に協力できる方。
 - ④ 昔遊びや自然植物の遊具・生活品等の指導ができる方。

○登録の申請は、石垣市教育委員会いきいき学び課の窓口又はホームページの申請用紙にてお願いします。また、市民団体等が主催する学級、講座、サークル活動等において同バンクの活用をしていただきたいので、興味のある方（団体）はお問合せください。

【お問い合わせ】 石垣市教育委員会いきいき学び課 ☎0980-83-0373

市立図書館からのお知らせ

開館時間 平日 10:00～19:00 土・日 10:00～17:00 月曜日休館

●図書館システム更新による休館のお知らせ

図書館管理用のパソコンシステム更新のため、7月6日（月）から7月16日（木）まで休館いたします。休館中の図書はブックポストへお願いします。

●7月17日から貸出期間延長方法が変わります

【7月16日まで】延長を申し込んだ日に関わらず、返却期限の翌日から2週間の延長

【7月17日から】延長を申し込んだ日から数えて2週間の延長

他の利用者の予約がある場合や、延滞資料がある場合には延長ができませんので、ご注意ください。また、貸出期間の延長は、やむを得ない理由で期限内に返却できない場合に限りお申し込みください。

◆今月の展示

- ・一般書「メンズ展」（～7月5日）「アウトドア」（7月17日～）
- ・児童書「夏のおはなし」・郷土書「夏の伝統行事」

◆今月のシネマたいむ

『日本の昔ばなし（織り姫と彦星 ほか）』

日時：7月19日（日）14:00

場所：2階視聴覚室（無料）

◆今月の移動図書館

7月26日（日） 明石公民館 10:00～12:00 川平公民館 14:00～16:00

※12日（日）はお休みです。

【お問い合わせ】 石垣市立図書館 ☎0980-83-3862



指定金融機関の変更のお知らせ

令和2年7月1日付けで、石垣市の「指定金融機関」が沖縄県農業協同組合から（株）沖縄海邦銀行に変更になります。

指定期間は、令和2年7月1日から令和4年6月31日までの2年間です。

指定金融機関とは、市の公金の収納、支払いの業務を取り扱わせるために地方自治法に基づき、議会の議決を経て指定される金融機関です。

市税等の公金の収納事務を取り扱う収納代理金融機関は、琉球銀行・沖縄銀行・沖縄県農業協同組合・沖縄県労働金庫・沖縄県信用漁業協同組合となっております。

なお、市税や使用料などが納付できる場所は今までどおりで変更はありません。

【お問合せ】 石垣市会計課 0980-82-8543

石垣市農業委員・農地利用最適化推進委員 募集

(推薦及び応募の方法)

一般推薦

団体等からの推薦

一般募集

(推薦及び応募の資格)

- ①農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことが出来る方
- ②市内に住所を有する方 ③市の職員でない方
- ④暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していない方

※次のいずれかに該当する方は推薦を受け又は応募することが出来ません。

- ・破産手続き開始の決定を受け復権を得ない方
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

(推薦及び応募の方法)

「推薦書」又は「応募申込書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名押印のうえ、締切日までに石垣市農業委員会へ提出して下さい。なお、郵送による提出も受け付けてますが、メール及びFAXによる提出は受け付けません。

(締切当日の消印有効)

法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご了承下さい。

(候補者の選考)

推薦若しくは応募による候補者の総数が推薦及び募集人数を越えた場合又は市長が必要と認めた場合は、選考委員会を設けて候補者を選定します。

(応募及び募集期間)

令和2年7月1日(水)～

7月31日(金)17時15分必着!!

申込み用紙は 農業委員会事務局 又は 石垣市HP まで。

あなたも
なりませんか?

第17期 農業委員 第2期 推進委員

(任期は令和2年10月1日～令和5年9月30日)

農業委員会 (市町村に置かれる行政委員会)

募集中

農業委員会は、農地等の利用の最適化

- ①担い手への農地利用の集積・集約化
- ②遊休農地の発生防止・解消
- ③新規参入の促進

を推進するため、現場活動を中心に農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を行い、地域の農地を守り、有効利用を促進しています。

農業委員 19人

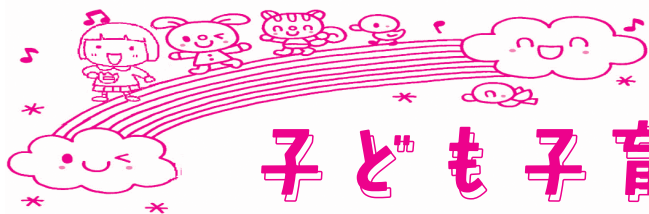
- 月1度の総会に出席し審議して、最終的に合議体として決定します。
- ①農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定・変更
- ②農地等の権利移動の許可、農用地利用集積計画の決定
- ③農地転用許可に当たって、具申すべき意見の決定
- ④農地等の利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定

農地利用 最適化推進委員 21人

- 担当区域において、現場活動を行います。(農地の調査等)
- 南部地区(大浜・平得・真栄里・登野城・大川・石垣・新川)
- 中部地区(三和・川原・開南・於茂登・嵩田・名蔵・元名蔵)
- 東部地区(宮良・白保・盛山・大里・星野・伊野田)
- 北部地区(伊原間・明石・久宇良・平久保・平野)
- 西部地区(崎枝・川平・大嵩・仲筋・吉原・桴海・野底)

募集期間：7/1～7/31

(お問い合わせ) 石垣市農業委員会事務局 82-1563



石垣市

(令和2年度)

子ども子育て利用者支援事業

「保育園を考えているけど何から始めたらいいかわからない。」「保育園はどうやって選ぶの?」など、保育園の始めの一步を一緒に考えます!また、保育園に通っていないお子様と保護者の交流の場、その他さまざまな保育サービスの情報提供をしています。

市役所だけではなく、出張相談等も行っています。日程等については、お問合せ下さい!

保育所入所にむけてレッツゴー!

情報収集から
始めましょう

★入園・入所申込み案内の冊子を読む★

各園の所在地、定員数、受入人数、開所時間、保育料、申請方法など詳しく掲載しています。

【配付場所 子育て支援課(18番窓口)】※ホームページより「石垣市 令和2年度保育所申込み」で検索

★各園のホームページを見たり、見学に行ってみる★

園によってはホームページで、特色、所在地、施設内容、年間行事、保育内容、1日の流れ等が掲載されているので概要を知るのに役立ちます。また、見学に行き園の様子を見ることをおすすめします。



★石垣市子どもセンターや保育園の子育て支援センターに行ってみる★

今年度より、石垣市子どもセンターでの乳幼児親子の遊び場及び交流の場の時間が10:00~18:00まで利用出来るようになりました。

【場所:石垣市健康福祉センター内】

また、保育園の子育て支援センターでも、入園していないお子さんと保護者さんが参加出来るプログラムや行事、園庭開放を行っています。楽しく遊びながら、保育園の雰囲気を知ることができますよ!

【場所】大川保育所:こっこーま(Tel 88-5219) / オリーブ保育園:ゆい(Tel 82-5096)

認定こども園なごみの広場:子育て支援センター(Tel 88-7850)

※「ゆい」と「なごみの広場子育て支援センター」は、事前に予約が必要です。

★子ども子育て利用者支援員に相談、ふわり通信を見る★

最新の募集状況を用意し、お一人おひとりに添った保活に役立つ情報をお伝えします。市役所だけではなく子どもセンターや支援センター等でも出張相談を行っています。お子さんと遊びに行った際にはお気軽にお声かけ下さい!

★お問い合わせは、市役所1階18番窓口 子育て支援課(担当)利用者支援員
0980-82-1704(直通)月~金(祝日除く)8:30~17:00です!



障がい福祉課からのお知らせ ~就労支援事業所紹介~

石垣市内の就労支援事業所を紹介します。就労支援事業所は、障害のある方が社会でいきいきと働くことができるために働く仲間を応援します。

就労移行支援事業所 ゆにばツリー

~地域に1つしかない就労移行支援事業所『ゆにばツリー』で
訓練に励んでご自身の力(種子)を信じて、大きな木や花(目標)を咲かせませんか~

2年間の訓練期間を経て企業等への一般就労を目指す方々の利用する事業所です。

事業内容

- ご本人の希望に沿って様々な職種や業種に合わせて訓練等を実施しています。
- 基本的な生活習慣の確立や、身なり・挨拶・パソコン操作など就職に必要なトレーニングの実施
- 生産活動では、パインの箱詰めを通し計量・包装・箱詰め梱包、チームワーク等を身に付けます。
- 農業従事者を目指す方々にはマンゴー・モリンガの栽培管理を通して、収穫・計量・乾燥処理の技術を目標としています。
- 現在、県外企業と業務提携し石垣に生活しながら、県外企業に就職できる環境を整備中です。
- 利用者定員:20名 ○就労先実績:鮮魚店、ホテル、飲食関係、福祉事業所支援員等々

<問い合わせ先> ゆにばツリー 住所:石垣市宇宮良1235-2 電話:0980-82-1080

【問い合わせ先】福祉部障がい福祉課 電話 0980-82-9947

みんなで支え合う国民健康保険 ～健康保険課からのお知らせ～

国民健康保険は、加入者皆様の国保税によって成り立っている「助け合い」の制度です。国民健康保険事業の健全な運営のため、納税に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

石垣市では令和2年度より、資産割を廃止することとなりました。また税制改正により、5割軽減と2割軽減の判定所得基準額と、医療分と介護分の限度額が引き上げられました。税額算定や軽減の判定を適正に行うためにも、忘れずに家族全員、確定申告を行いましょ。

職場の健康保険に加入したときは、14日以内に健康保険課まで届け出をお願いいたします。

～納め忘れを防ぐために、口座振替をおすすめします～

■令和2年度の国保税は

7月に納税通知書を発送します。

国民健康保険税は、国保に加入している皆様の医療給付費としての「医療分」、後期高齢者医療制度の支援費としての「支援分」、介護保険制度の給付等の費用としての「介護分」の合算額です。

令和2年度 税率表

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.35%	2.20%	2.20%
資産割	0	0	0
均等割	21,000円	5,500円	7,000円
平等割	20,000円	6,000円	5,500円
限度額	63万円	19万円	17万円

※介護分は第2号被保険者：40歳以上65歳未満の者

●国民健康保険の計算方法

- ・所得割 = 所得割基準額に率を掛けます。
- ・均等割 = 加入している世帯員の数に均等割額を掛けます。
- ・平等割 = 1世帯の平等割額です。
- ・限度額 =

上記3項目の合計額がこの額を超えた場合の税額です。

●税額算出例

給与所得者の場合（夫45歳・妻42歳・子16歳・子14歳）

夫の給与収入 370万円（所得に換算すると約242万円）
 所得割基準額：242万円 - 33万円 = 209万円
 妻の給与所得 60万円（所得に換算すると0円）

医療給付費分

- 【1】所得割 209万円 × 8.35% = 174,515円
- 【2】均等割 21,000円 × 4人 = 84,000円
- 【3】平等割 20,000円

合計 278,515円…………… A

※100円未満は切り捨て

後期高齢者支援金分

- 【1】所得割 209万円 × 2.20% = 45,980円
- 【2】均等割 5,500円 × 4人 = 22,000円
- 【3】平等割 6,000円

合計 73,980円…………… B

※100円未満は切り捨て

介護納付金分

- 【1】所得割 209万円 × 2.20% = 45,980円
- 【2】均等割 7,000円 × 2人 = 14,000円
- 【3】平等割 5,500円

合計 65,480円…………… C

※100円未満は切り捨て

年税額 A + B + C = 417,800円

【お問合せ 市役所健康保険課 Tel.0980-87-9045（内線226）】

毎週木曜日は夜間7時まで相談窓口を開設中！



野原 純



知念 舞美



大工 美栄子



上原 明日香



喜友名 吉江



本村 恵



本原 政恵



国民健康保険税
納税指導員

ご相談は私達まで

石垣市健康保険課には現在、7名の納税指導員が配置されています。毎週木曜日は、納付書の発行・納税の相談のため、窓口を夜間7時まで開設しておりますので、お気軽にご相談下さい。

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する減免制度があります。本誌5ページにある減免のお知らせや、市役所ホームページをご覧ください。

2020 July

7

○石垣市母子保健事業日程

- ・ 3～4 か月児検診 18日（土曜）
- ・ 9～10か月児検診 18日（土曜）
- ・ 1歳6か月児検診 17日（金曜）、31日（金曜）
- ・ 3歳児検診 17日（金曜）、31日（金曜）
- ・ 2歳2か月児検診 9日（木曜）
- ・ 妊産婦・乳幼児検診 21日（火曜）
- ・ 離乳食実習 14日（火曜）
- ・ 両親学級 1日（水曜）、8日（水曜） 15日（水曜）、22日（水曜）

※日程変更の場合がありますので、ホームページまたは電話でご確認を。

●健康福祉センター

電話：0980-88-0088

○消費生活相談

- ・ 毎週月曜、火曜、木曜（祝日を除く。）

※日程変更の場合がありますので、ホームページまたは電話でご確認を。

●平和協働推進課

電話：0980-82-1253



市制施行73周年記念式典の開催について（お知らせ）

7月10日に開催されます市制施行73周年記念式典について、今年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、ご案内者のみで規模を縮小して執り行うことになりましたので、市民の皆様のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ：総務部総務課秘書係 電話：0980-82-9911

健康相談日程

- ・ 7月2日 登野城漁港 9:30～11:30
- ・ 7月8日、22日 伊原間保健指導所 10:00～12:00
- ・ 7月10日、31日 川平保健指導所 10:00～13:00
- ・ 7月22日 公設市場 14:00～16:00
- ・ 7月15日 名蔵自治公民館 13:00～15:00

【問い合わせ】 健康福祉センター 電話：0980-88-0088

緊急対策外来種



アメリカザリガニを

野外に放さないで！

現在、地域の生物多様性を守るために、親水広場の施設を管理している市の担当者や協力しながら、池に流れ込む水をせき止めて、池の水を枯渇させたり、八重山ネイチャーエージェンシー（民間団体）等が捕まえたりし、アメリカザリガニの根絶に向けて取り組んでいます。みなさんのご理解ご協力をお願いします。

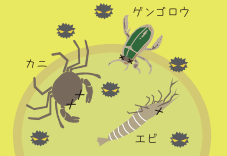
どんな被害があるの？



もともといる生きものを食べてしまう！

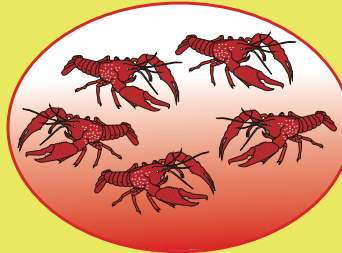


水草や植物を切ってしまう！



カビ菌・ウイルスが持ち込まれる！

KEEP OUT



一度増えてしまうと駆除は困難です。生きものを飼う際は、最後まで責任をもって飼育しましょう。

【お問合せ先】

環境省沖縄奄美自然環境事務所 石垣自然保護官事務所 〒907-0011 沖縄県石垣市八島町2-27 TEL:0980-82-4768 FAX:0980-82-0279

有料広告

有料広告

有料広告